

法務省 / 日本司法書士会連合会

エンディングノート

～あなたに届け、わたしの思い～



相続登記促進親善大使
高橋恵子さん



法務省・不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

不動産を相続したら相続登記を。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

はじめに

トウキツネからのメッセージ

この『エンディングノート』は、お読みいただいている皆さまの終活などの目的で、これからの人生を明るく前向きに過ごしていただくための一助となればという思いで、作成したものです。

現在、わが国では、親族が亡くなって相続した不動産について相続登記がされていないケースが多いことが、所有者不明土地問題として大きな社会問題になっています。相続登記が放置され、所有者がわからない空き地が増加したり倒壊の危険のある家屋が増えたりして、地域の暮らしにも悪影響が及んでいます。

そこで、トウキツネは、法務省・日本司法書士会連合会と一緒に、この問題を解決する取組みの一環として、このノートを作成し、相続・遺言・後見などの情報をわかりやすく説明しています。

令和6年4月には、相続登記が義務化されます。今後も、みなさんの思い、みなさんの財産をきちんと後の世代に届ける（引き継ぐ）取組みをしっかりと進めていくコン！

トウキツネ（法務省・不動産登記推進イメージキャラクター）



あなたと家族をつなぐ相続登記 ～相続登記・遺産分割を進めましょう～

相続登記はお済みですか？

土地や建物を相続した後、**相続登記をしない限り、登記上の名義人は、亡くなられた方のままです**。相続登記をしないまま、時間がたつと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族も大変です。相続登記の手続を円滑に進めるためには、速やかに遺産分割協議を行うことが重要です。

相続登記が義務化される法律が令和6年4月1日に施行されます。何らかの事情で相続登記が未了の場合には、**ご自身や大切なご家族、次世代の方々のために、相続登記や遺産分割のこと、しっかり考えてみませんか。**





目 次

第1部 エンディングノートを作成してみよう

- 第1 わたし自身のこと 1
- 第2 わたしの財産について 4

第2部 いざという時のために「知って安心」

- 第1 相続～相続登記はしないといけないの？～ 13
- 第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～ 15
- 第3 遺言～相続？争続？トラブル防止のために～ 17
[法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！] ...20
- 第4 世の中、高齢化で何が変わるの？ 24
- 第5 知れば安心 成年後見制度！ 25
- 第6 どこに相談したらいいの？ 相談先一覧
[こんなときは司法書士に相談を] 27



エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続きを進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけ作りをするものです。



第1部 エンディングノートを作成してみよう

第1  わたし自身のこと（わかるところまで結構です）

フリガナ
名 前

生 年 月 日

年

月

日

血液型

型

住 所

〒

—

本 籍

電 話 番 号

（自宅）

—

—

（携帯）

—

—

メールアドレス

宗 教

☐ 仏教（宗派： ）

☐ キリ基督教 ☐ 神道 ☐ その他

菩 提 寺 など

そ の 他



もしものの時の連絡先

いざというときに連絡したい人、親類や友人、かかりつけ医など

名 前

関 係

連絡先

名 前

関 係

連絡先

名 前

関 係

連絡先

名 前

関 係

連絡先

名 前

関 係

連絡先

家系図  思い出せる範囲で書いてみましょう！



第2 わたしの財産について

どのような財産を所有しているか調べてみましょう

自分がどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう（5ページ以降）。

不動産（土地・建物）については、**法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）**や**市区町村から通知される固定資産税の納税通知書**を確認し、複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、**契約書の有無、登記の有無**などについても確認しましょう。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい	・ 登記事項証明書 ・ 地図、地積測量図 ・ 登記識別情報通知書 ・ 登記済証（権利証）	お近くの法務局
地番・家屋番号・面積を知りたい		
自分が所有している土地建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知書	市区町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	

MEMO





所有している不動産（土地・建物）を記載しましょう！

資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続をする人の助けになるでしょう。

	所在地	地番・ 家屋番号	共有名義人 及び持分	現在の状況	どう処理 したいか
1					
2					
3					



貸し借りしている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書
	貸主・借主の氏名	貸主・借主の住所	連絡先	保管場所
1				有・無
2				有・無
3				有・無



所有している不動産（土地・建物）について、
ご家族・相続人などに伝えておきたいことがあれば記載してください。

①近所の人と申合せ事項がある（隣地境界・越境物など）

②建て替えについて制約がある

③道路の権利関係が複雑

④地下に埋まっているものがある（他人の上下水道・ガスパ管など）

MEMO



その他の資産について記載しておきましょう。

預貯金

金融機関名	支店	口座番号	貸金庫
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無

借入金／ローン

借入先	金額	返済方法	備考

生命保険など

保険会社	種類・内容	受取人	備考

有価証券・株式

証券会社	支店	口座番号	備考

その他

自動車・貴金属 など	内容	保管場所	備考



デジタルデータはありますか？

デジタルデータを整理することで、見られては困るデータを処理できます。「重要な情報の格納フォルダやアクセスの仕方」「データの処分方法」などについても、考えておきましょう。

①携帯電話・パソコンのログイン情報など

内容： パスワード： 備考：

内容： パスワード： 備考：

内容： パスワード： 備考：

②写真・動画・住所録などの保存データ

内容： ID： パスワード：

内容： ID： パスワード：

内容： ID： パスワード：

③メール、SNSなどの情報（各アカウント、ID、パスワード）

内容： ID： パスワード：

内容： ID： パスワード：

内容： ID： パスワード：

④オンライン口座（銀行、株式、FX、仮想通貨など）

有料サービス（音楽・動画配信、電子書籍など）の契約状況

内容： ID： パスワード：

内容： ID： パスワード：

内容： ID： パスワード：

※他人に見られると不正アクセスの可能性もありますので、
管理には十分に注意してください。



ご自身の相続をスムーズに進めるために

 相続手続をスムーズに進めるために必要なことをまとめました。
ご不明な点などがありましたら、お近くの司法書士または法務局まで
ご連絡ください。

現状または予定

- ・ 相続登記がされていない
- ・ 建物が登記されていない
- ・ 相続財産が未分割であることがわかった

必要なこと

相続登記



13 ページへ

- ・ 家族などに譲りたい（相続・贈与）

遺言書を作成



19 ページへ

- ・ 自分の死亡後の色々な事務手続を
誰かにお願いしたい

信託契約や 死後事務委任契約 の締結

遺言書の作成について



遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

① 遺言書を作成していますか

☐ 作成している ☐ 作成していない

② 作成している場合、どこに保管していますか

☐ 自宅 ☐ 公証役場 ☐ 法務局 ☐ その他（ ）

相続登記や遺言書の作成でご不明な点はお近くの司法書士へご相談ください！



お近くの司法書士会一覧はこちら



これからのわたし



①介護が必要になった場合

●わたしの介護について誰かが決めなくてはならない場合は

さん 連絡先

の意見を尊重してください

●介護の場所などの希望

- ☐ 自宅で、お願いしたい（☐ 家族に ☐ ヘルパーに ☐ 両方に）
☐ 自宅で、ヘルパーなどのプロにお願いしながら、家族と暮らしたい
☐ 病院や施設に入りたい ☐ すべて家族に判断を任せます
☐ その他

●介護について「してほしいこと」「してほしくないこと」、 介護してくれる人に伝えたいこと

②病気になったとき、入院したとき

●病名・余命の告知について

- ☐ ありのまま告知してほしい
☐ 告知しないでほしい ☐ 家族_____の判断に任せます
☐ その他

●延命治療・終末医療（痛みや苦痛の緩和）と尊厳死について

- ☐ できるだけ延命治療をしてほしい
☐ 苦痛の緩和治療だけして延命治療はしないでほしい
☐ 家族_____の判断に任せます
☐ 尊厳死を希望する（書面がある場合、保管場所など：_____）

わたしの亡き後



① 葬儀のこと

● 葬儀の実施について

- ☐してほしい ☐してほしくない ☐しなくてよいが、するならお金をかけずに
☐家族に判断を任せます ☐その他

● 葬儀の規模

- ☐密葬 ☐家族葬 ☐一般葬 ☐社葬 ☐直葬(火葬) ☐その他

● 葬儀の費用

- ☐用意していない ☐わたしの預貯金を使ってほしい

● 葬儀の時に連絡してほしい人

名前

連絡先

名前

連絡先

名前

連絡先

名前

連絡先

● その他葬儀について伝えておきたいこと

② お墓について

● 希望する埋葬方法

- ☐先祖代々の墓に納骨してほしい ☐新しい墓へ納骨してほしい
☐すでに購入している ☐永代供養にしてほしい ☐散骨 ☐樹木葬
☐家族に判断を任せます ☐その他

● お墓の費用

- ☐支払い済み ☐わたしの預貯金を使ってほしい

● その他、お墓について伝えておきたいこと（お墓のデザイン、墓碑銘など）



大切な家族や友人、お世話になった人へ、伝えたい言葉や感謝の気持ちなど、自由にメッセージを書いてみましょう。



自分のエピソードや、懐かしい思い出、忘れられない記憶など、心に残っていることを書いてみましょう。

子どもの頃

学生の頃

社会人の頃

退職してから

最近について

第2部 いざという時のために「知って安心」

第1 相続 ～相続登記はしないといけないの？～



相続登記は必要です！



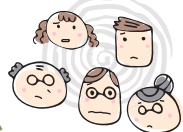
土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「**相続による所有権の移転の登記**」を**法務局**に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が **令和6年4月1日** に施行されます。この新しい法律では登記を怠ると**10万円以下の過料**が科されることになっています。

なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、**相続登記の手続がますます難しく**なってしまいます。

相続登記をしないと…

！ 手続がどんどん複雑になります

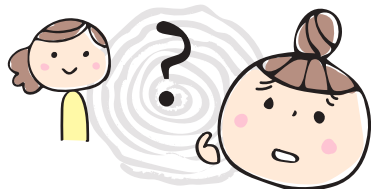


相続人がどんどん増えて、**話合いがうまく進まない。**

書類収集の手間が増え、**費用が高くなる。**



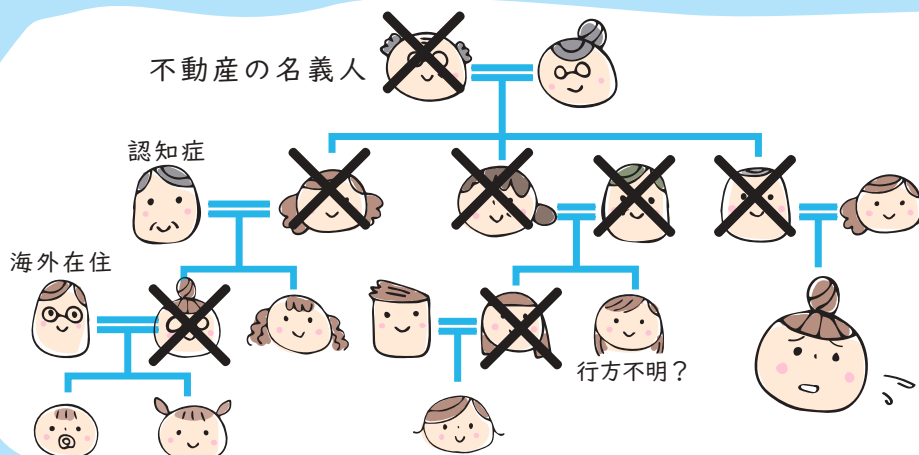
相続人の中に
面識がない人が現れ、**協議に時間がかかる。**



相続人の中に認知症になるなど
判断能力が低下した人がいると、**家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、**



所在不明の人がいると、**不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。**



面識がない人、
連絡の取れない人が現れ
話合いができない。
どうしよう…

時間がたつほど、
相続人が増えて
手続が難しく…！

相続が発生したら、早めに相続人で話合い（遺産分割協議）を行って、
話合いの結果を相続登記に反映することが重要です。

■ 新しい法律では相続登記を怠っていると過料が科される ■ ことになります

一定の期間内に登記をしなければ**10万円以下の過料**が科される
ことになります。

※細かなルールがありますので、詳細はお近くの司法書士へお尋ねください。

相続登記をしないと起きること

亡くなった方の
名義のままでは、

相続した不動産を売却できない



空き家問題に！



🌻 相続登記に必要な書類は？

必要書類		取得先
被相続人 (亡くなった方) の	出生から亡くなるまでの 戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出 すれば、戸除籍謄本は不要 (🌻15 ページ参照)	被相続人の本籍地の 市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の 住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の 市区町村役場
	住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の 市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で 話し合いをする場合)	相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の 市区町村役場
	遺産分割協議書	—
遺言書が ある場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本または謄本
	公正証書遺言書の正本または謄本	公正役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管していた場合) 自筆証書遺言書及び 家庭裁判所の検認証明書
	(法務局に預けた場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を 利用した場合 (🌻20ページ参照)	家庭裁判所
		法務局



必要書類の詳細は法務局HPから



第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～

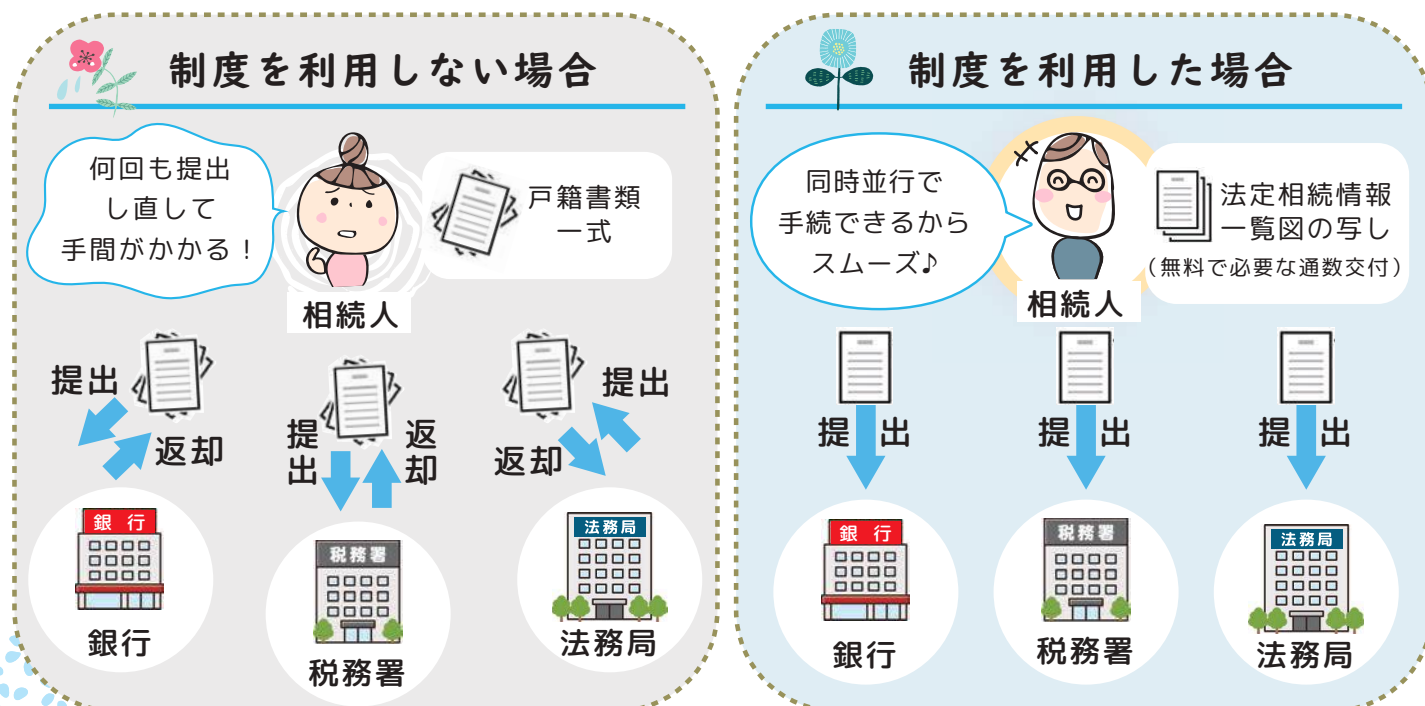


法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸除籍謄本などの必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。相続登記の手続（※）の際に、法定相続情報一覧図の写しを提出すれば、戸除籍謄本などの束の提出が不要になります。

制度の利用で相続手続きが簡単に！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸除籍謄本などの束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることができます。



※相続登記のほか、預貯金の払戻し、相続税の申告、年金手続にも利用いただけます。

無料で利用できます！法定相続情報証明制度



相続人が法務局に、以下の必要書類（※）を申出書に添付して申出します。登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本（戸除籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所
○県○市○町○番地
最後の本籍
○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
死亡 令和○年○月○日
(被相続人)
法務太郎

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(妻)
法務花子

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(長男)
法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(二男)
法務二郎

以下余白

作成日： 令和○年○月○日
作成者：住所 ○県○市○町○番地
氏名 ○○ ○○ 印

法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

申出などでご不明の点は、お近くの司法書士へご相談ください！

お近くの司法書士会一覧はこちら



第3 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子がいる場合	配偶者  $\frac{1}{2}$	子 ※人数で分割  $\frac{1}{2}$
第2順位 子がなく 親がいる場合	配偶者  $\frac{2}{3}$	親 ※人数で分割  $\frac{1}{3}$
第3順位 子ども、親も いない場合	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹 ※人数で分割  $\frac{1}{4}$

- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が**すでに死亡している場合**には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。



MEMO

遺留分？ ～遺言書に対する法定相続人の留保分～

【遺留分とは・・・】

亡くなった方（被相続人）が遺言書を残していた場合、その内容にかかわらず、相続人が一定の割合の財産を取り戻す請求をすることができる権利のことです。

例えば「友人〇〇に『全ての財産』を遺贈する」との遺言書があった場合、遺産をもらえなかった相続人は、その遺産総額の一定の割合の金銭を、遺産をもらったその友人〇〇に請求することができるのです。

請求するかしないかは各相続人の自由であり、故人の意思を尊重して、請求しない人もたくさんいます。

しかし、争いの元になりかねないため、遺言書を書くときには、この遺留分に配慮して考えることをお勧めします。

法定相続人		遺留分
配偶者と 	子 	配偶者： $\frac{1}{4}$ 子： $\frac{1}{4}$
	父母 	配偶者： $\frac{1}{3}$ 父母： $\frac{1}{6}$
	兄弟姉妹 	配偶者： $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹：なし
配偶者のみ 		$\frac{1}{2}$
子のみ 		$\frac{1}{2}$
父母のみ 		$\frac{1}{3}$
兄弟姉妹のみ 		なし

【注意】兄弟姉妹には遺留分はありません。



遺言書 ～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にそって作成された遺言書の記載は、**法定相続分のルールに優先します**。そのため**遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段**です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管または法務局に預ける	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	 法務局に預けた場合、検認は不要です 必要	不要
特徴	・ 作成費用がかからない ・ 作成に手間がかからない ・ 内容に不備があると無効になる可能性がある ・ 自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある ・ 自宅保管の場合相続人に発見されないことがある	・ 無効な遺言書になりにくい ・ 紛失や改ざんのおそれがない ・ 公証人が出張して作成することが可能 法務局に預けた場合、長期間適正に保管し、紛失などのおそれなくなります 

自筆証書遺言保管制度イメージキャラクター
遺言書ほかんガルー

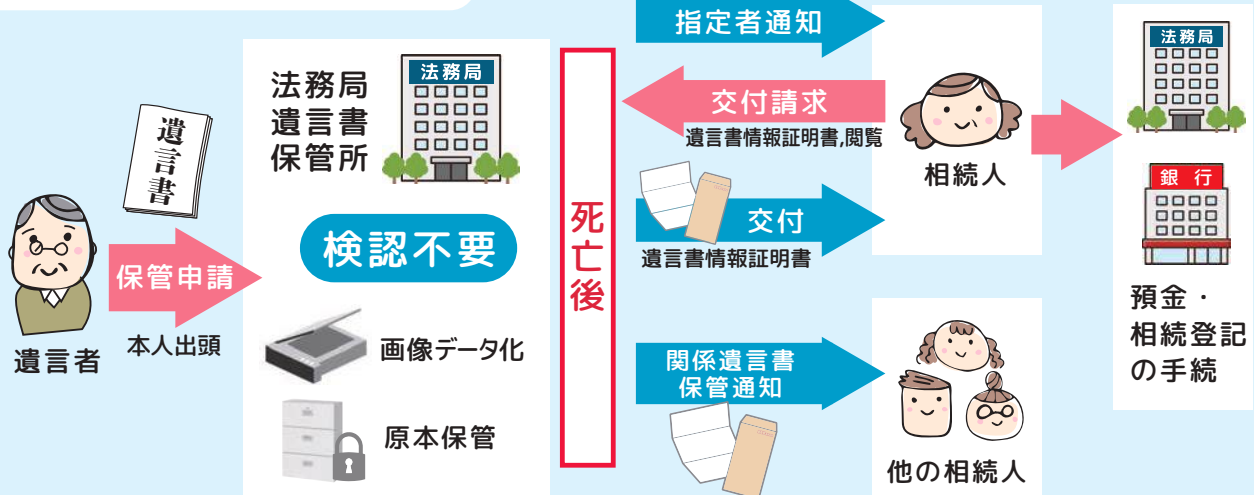
法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

自宅で保管する場合



保管制度を利用する場合



メリットは？

- ①家庭裁判所での検認が不要です。
- ②遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります。
- ③遺言者の死後、相続人などに遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？

- ①相続人などは遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧などができます。
- ②相続人などが遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をしたりすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します。

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！ 相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

● 手数料一覧 ●

申請・請求の種別	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	1通につき 3,900円
遺言書の閲覧の請求	(モニター)	1回につき 1,400円
	(原本)	1回につき 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人など	1通につき 1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人など	1通につき 800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省HPのQRコードからご覧ください。



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ！！

- | | | |
|---------------|---|--------------|
| ①本文の内容 | } | これらを全部自筆で書く！ |
| ②作成日付 | | |
| ③作成者氏名 | | |
| ④作成者の印鑑を自分で押す | | |



一番簡単な遺言書を自筆で書いてみよう！

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての財産は、妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日

大阪府〇〇市〇〇町〇番〇号

司法太郎 ⑨

【注意】

- ①西暦または和暦で、日にちまで必ず書くこと（×吉日）
- ②戸籍に記載されている名前を書くこと（×あだ名やペンネーム）
- ③印鑑は認印でも実印でも可（×スタンプ印）
- ④鉛筆や消えるボールペンは不可



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士へお問い合わせください！



お近くの司法書士会一覧はこちら



《法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります。》

① 用紙は、**A 4 サイズ**で、文字の判読を妨げるような**地紋、彩色等のないもの**を使ってください。

② このページのような**余白を必ず確保**してください。

③ ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しない**でください。

④ 各ページに**ページ番号を記載**してください。
(1枚のときも1/1と記載してください。)

⑤ 片面のみを使用し、**裏面には何も記載しない**でください。

⑥ 数枚にわたるときであっても、**とじ合わせない**でください。

法務局への預け方の詳細は、次のページをご覧ください。

遺言者が遺言書を預ける ～保管申請の流れ～

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する



21.22 ページ

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

- 遺言者の住所地 ● 遺言者の本籍地
- 遺言者が所有する不動産の所在地



のいずれかを管轄する法務局・地方法務局内にある遺言書保管所

3 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください。
申請書の様式は、法務省HP
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。

遺言書 申請書



また法務局（遺言書保管所）窓口にも
備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

予約の方法は3種類



ホームページ



電話



窓口

5 保管の申請をする

ア 遺言書

イ 申請書

ウ 添付書類（本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写しなど）

エ 本人確認書類（官公署から発行された顔写真付きの公的証明書）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 ※有効期限のある証明書は期限内のもの

オ 手数料 1通につき 3,900円

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

ア～オ を持参して予約した日時に
遺言者本人が、遺言書保管所に
お越しください。



6 保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出、
遺言書情報証明書の交付請求などをするときに
保管番号があると便利ですので、
大切に保管してください。

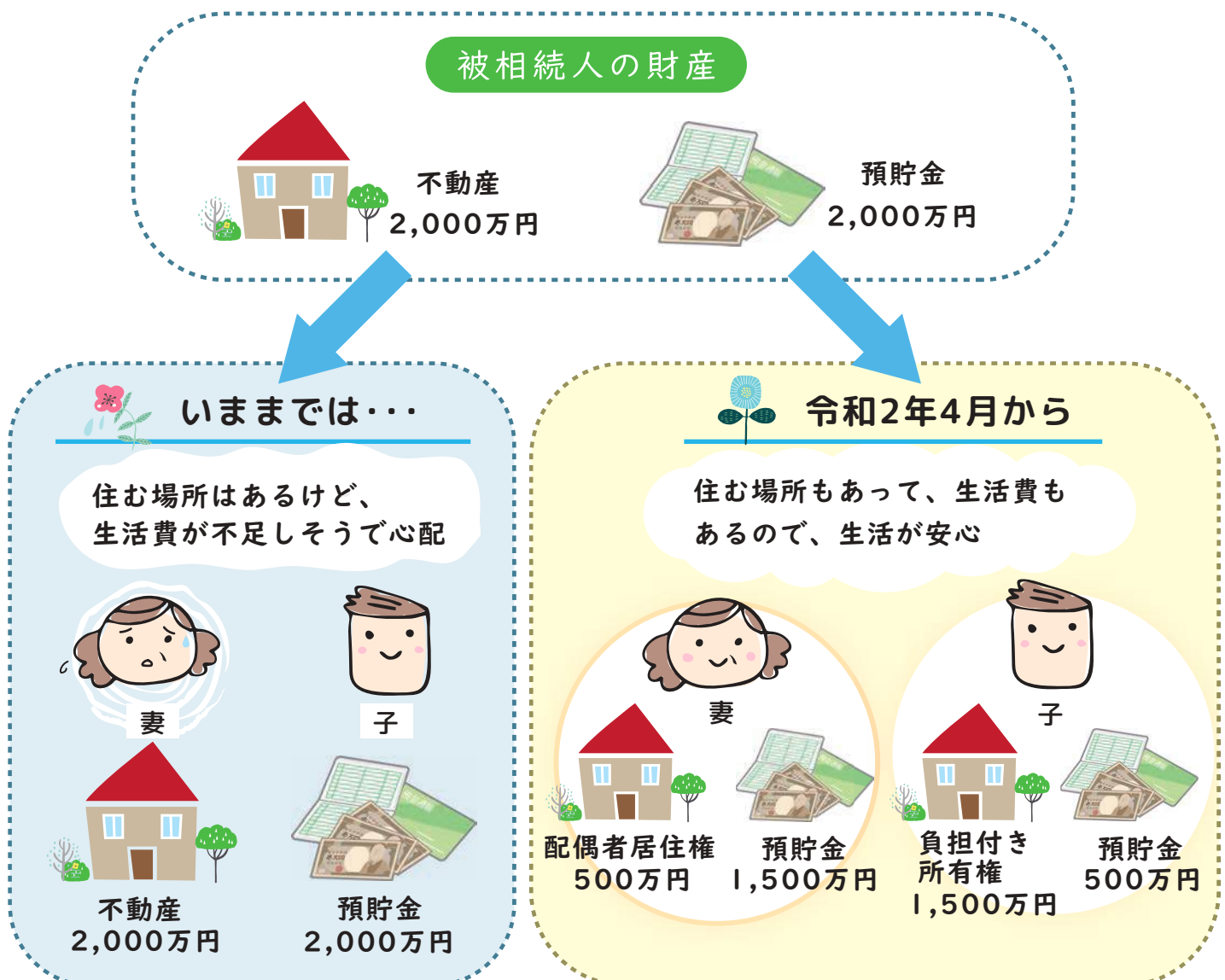


第4 世の中、高齢化で何が変わるの？

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、**配偶者居住権**が創設されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、**終身または一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。**



※配偶者居住権の権利を**第三者に対抗（主張）**するためには、**登記**が必要です！



お近くの司法書士会一覧はこちら



第5 知れば安心 成年後見制度！

成年後見制度ってどんな制度？

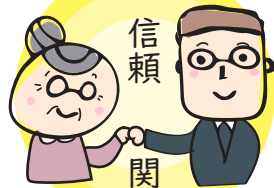
成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

成年後見制度

認知症や知的障害のある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続きや財産管理などがサポートされます。

1. 任意後見制度

自分で後見人と
将来の契約を結ぶ



被後見人 後見人
(司法書士など)

2. 法定後見制度

家庭裁判所が
後見人などを選ぶ

1. 任意後見制度

任意後見制度とは…

判断能力が不十分となる前に、誰にどんなことを支援してもらうのか
あらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

任意後見制度における手続の流れ

1 「任意後見人」を選び、契約書の原案を作成

今後の生活を考え、
後見人になってほしい支援者を自分の意思で
選んで依頼。
将来的にどうしたいのかを後見人予定者と相談しながら、契約書の原案を作成します。



後見人（司法書士など）

2 公証役場で公正証書を作成

ご本人と後見人予定者が公証役場に行って、契約書の原案を基に**公正証書を作成**してもらいます。



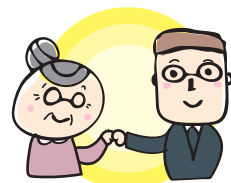
3 法務局で登記

公正証書の内容が法務局に**登記**されれば、
法務局で証明書を請求することもできます。



4 支援開始

判断能力が不十分となった後、
任意後見人が**支援**を開始します。



2. 法定後見制度

法定後見制度とは…

すでに判断能力が不十分な場合に、**家庭裁判所が成年後見人などを選ぶ**制度です。後見人はご本人の代わりに法律行為などの支援を行います。

ご本人の判断能力に応じて次の3つの制度が用意されています。

判断能力が不十分な方

補 助

支援を受けなければ、契約などの意味・内容を理解し、判断することが難しい場合があります。



判断能力が著しく不十分な方

保 佐

支援を受けなければ、契約などの意味・内容を理解し、判断することができない。



ほとんど判断できない方

後 見

支援を受けても、契約などの意味・内容を自ら理解し、判断することができない。



法定後見制度における手続の流れ

1 申立ての準備

司法書士にご相談ください。裁判書類作成の専門家である司法書士がお手伝いします。



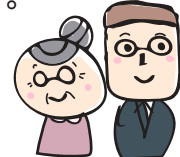
2 家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所に必要書類（申立書・診断書・戸籍謄本・住民票など）を提出。申立には別途費用が必要となります。



3 家庭裁判所が審判

家庭裁判所が支援すべきかを調査。必要な場合は、**補助・保佐・後見などの支援内容を決定し**、支援者を選びます。



4 支援開始

家庭裁判所が審判した内容に基づき**後見人などが支援をスタート**。家庭裁判所は支援者を監督します。



家庭裁判所



認知症になって財産管理ができなくなったら、管理方法はどうしますか？

☐ 特にいない

☐ 家族にお願いしたい

☐ 専門家にお願いしたい

☐ この人にお願いしたい

氏名

(続柄 / 間柄)

連絡先

すでに任意後見制度を利用している場合

☐ 任意後見人となる人の 氏名

☐ 公正証書の情報 契約日付 年 月 日 (第 号)

公証役場名

公証人の氏名

第6 どこに相談したらいいの？ 相談先一覧



こんなときは司法書士に相談を



- 相続による土地や建物の名義変更手続
- 土地や建物の贈与
- 借金が多いので相続を放棄したい
- 会社役員が死亡したので登記手続が必要
- 相続登記をしたいが、相続人の一人が行方不明
- 遺産分割をしたいが、協力しない相続人がいて話がまとまらない
- 高齢の親が認知症になり、財産管理が必要
- 親が亡くなり、遺言が見つかった
- 相続に伴い、預金の解約手続が必要



相続登記・法定相続情報証明は
不動産を管轄するすべての法務局で、
自筆証書遺言保管制度は、法務局の本局及び支局で、
成年後見登記・成年後見登記の登記事項証明書は
法務局の本局で事務を取り扱っています。



全国の法務局一覧はこちらから



相続登記の義務化を始めとする新制度の内容や
相続登記の手続については、法務省ホームページに
様々な資料を掲載しています。

相続登記の義務化を始めとする
新制度についてはこちら



相続登記の手続についてはこちら





全国の司法書士会一覧

札幌司法書士会	011-281-3505
函館司法書士会	0138-27-0726
旭川司法書士会	0166-51-9058
釧路司法書士会	0154-41-8332
宮城県司法書士会	022-263-6755
福島県司法書士会	024-534-7502
山形県司法書士会	023-623-7054
岩手県司法書士会	019-622-3372
秋田県司法書士会	018-824-0187
青森県司法書士会	017-776-8398
東京司法書士会	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	045-641-1372
埼玉司法書士会	048-863-7861
千葉司法書士会	043-246-2666
茨城司法書士会	029-225-0111
栃木県司法書士会	028-614-1122
群馬司法書士会	027-224-7763
静岡県司法書士会	054-289-3700
山梨県司法書士会	055-253-6900
長野県司法書士会	026-232-7492
新潟県司法書士会	025-244-5121
愛知県司法書士会	052-683-6683
三重県司法書士会	059-224-5171
岐阜県司法書士会	058-246-1568
福井県司法書士会	0776-43-0601

石川県司法書士会	076-291-7070
富山県司法書士会	076-431-9332
大阪司法書士会	06-6941-5351
京都司法書士会	075-241-2666
兵庫県司法書士会	078-341-6554
奈良県司法書士会	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	077-525-1093
和歌山県司法書士会	073-422-0568
広島司法書士会	082-221-5345
山口県司法書士会	083-924-5220
岡山県司法書士会	086-226-0470
鳥取県司法書士会	0857-24-7013
島根県司法書士会	0852-24-1402
香川県司法書士会	087-821-5701
徳島県司法書士会	088-622-1865
高知県司法書士会	088-825-3131
愛媛県司法書士会	089-941-8065
福岡県司法書士会	092-714-3721
佐賀県司法書士会	0952-29-0626
長崎県司法書士会	095-823-4777
大分県司法書士会	097-532-7579
熊本県司法書士会	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	099-248-8270
宮崎県司法書士会	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	098-867-3526



全国の司法書士会一覧はこちらから





エンディングノートって、どう？
遺言のような法律的な効力はない
けど、使いたい人が増えているね



終活だけでなく、突然の入院などの
時にも大事なことを伝えるのに役立つのよ



いろんな意味で、「もしもの時」
の備えになるんだね



それにライフプランを作るためにも
良いみたいなのよ



みんなにも、書いてみてほしいコン！



全国の司法書士会が相談にのってく
れるわよ。一度問い合わせてみてね

